

令和3事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和3事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の業態横断的な検証事項、規模・業態別の主な検証事項等について、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

1. 金商業者等を取り巻く環境等

（1）金商業者等を取り巻く環境

少子高齢化の進展等もあり、対面営業中心の証券会社においては、引き続き顧客層の高齢化や、相続等に伴う顧客資産の流出の動きが見られる。また、手数料競争の激化や、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大等もあり、対面営業や委託手数料収入に依存した証券会社を取り巻く経営環境は、一層厳しさを増している。

一方、デジタルイゼーションの進展に伴い、金商業者等において、非対面チャネルを活用した営業活動の拡大、電子記録移転権利等新たな技術を活用した商品やスマホアプリ等の新たなサービスの提供といった動きが見られる。また、市場において、取引所取引における高速取引行為者のシェアは引き続き高水準である他、ダークプールやPTSといった取引所以外で注文を執行する場での取引も拡大しつつある。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に対する国際的な関心は引き続き高く、FATF 第4次対日相互審査を踏まえ、金商業者等においては、同対策への取組が求められることとなる。

（2）金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

昨事務年度等において、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更が見られる。

① 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた新たな方策、超高齢社会における金融業務のあり方の見直し

金融審議会市場ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、「顧客本位の

¹ 令和3事務年度は令和3年7月から令和4年6月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。「検査」とは、金融商品取引法第56条の2等の検査権限に基づくモニタリングを指し、「モニタリング」とは、検査以外のモニタリングを指す。

業務運営に関する原則」(以下「FD原則」という。)の改訂及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。)の一部改正により、FD原則の実効性を高めていくための具体的内容の充実や適合性の原則の明確化が図られるとともに、自主規制機関が公表している「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」に、高齢顧客に対するアフターフォローの考え方が新たに追加されるなど、金商業者等に対して顧客本位の業務運営の更なる進展が求められている。

② インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインの制定

ネット系証券会社等に対する不正アクセスによる顧客資金の不正出金や顧客情報の漏えいが複数発生していることを踏まえ、このような不正行為を防止し、顧客が安心して取引が行えるために、自主規制機関において、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」が策定され、金商業者等に対してインターネット取引システムのセキュリティ水準の向上が求められている。

③ ダークプール取引の透明化等に向けた対応

金融審議会市場ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、ダークプール取引の個人投資家への間口が広がる中、ダークプール取引の透明化等に向けた対応として、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)及び監督指針の一部改正により、顧客の注文をダークプールに回送する業者については、業務管理体制の整備などが求められている。

④ 総合取引所の実現に伴う対応

総合取引所の実現に伴って、商品関連市場デリバティブ取引業者が金融商品取引法(以下「金商法」という。)の枠組みに本格的に参入することとなったことから、自主規制機関とも連携しながら、当該業者の内部管理態勢の整備状況等について証券モニタリングを行っていくことになる。

⑤ 金融サービス仲介業及び国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

金融商品の販売等に関する法律及び金商法の一部改正により、新たに金融サービス仲介業や国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度が創設されるため、これらの新規参入業者についても、証券モニタリングの対象先に加わることになる。

(3) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリングを通じ、金商業者等の中に、金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理体制の変更といった動きが

見られた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、感染拡大防止の目的等を理由に在宅勤務態勢を整備した金事業者等も見られるが、そうしたことから、自宅等において在宅勤務を実施する場合でも、業務の適切性、法令等遵守、情報管理など内部管理態勢の構築等の必要性が求められている。

① 第一種金融商品取引業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、定着の進展が見られる一方で、依然として、営業員主導により顧客の投資方針を変更させて高リスクの金融商品の勧誘を行うなどの不適切な投資勧誘等を行っている業者が認められたほか、一部の大手証券会社グループにおいて、海外で特定の取引から多額の損失が生じるなど、リスク管理態勢について課題が見受けられた。

一部のネット系証券会社等においては、手数料の引下げ等により各社間の競争が厳しさを増す中で差別化を図り、独自に安定的な収益源を確保するため、提供する商品やサービスの多様化、他社との資本・業務提携などを積極的に進める動きも相次いで見られた。一方で、外部からの不正アクセスによる顧客資金の不正出金や、個人情報の漏洩等が発生し、情報セキュリティ管理・サイバーセキュリティ管理態勢の強化の必要性が確認された。

また、一部の地域証券会社において、主要株主等の変更により、経営体制やビジネスモデルに変化が認められた。

さらに、外国為替証拠金取引業者については、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為、再勧誘の禁止違反などが検査において認められた。

② 投資運用業者

投資運用業者において、自社が設定したファンド・オブ・ファンズ形式により外国投資証券へ投資する投資信託について、投資対象先の運用財産に係る運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法などの実態について何ら把握していないなど、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していない事例が認められた。さらに本件投資信託については、その投資信託財産の大宗をプライム・ブローカーに預ける仕組みとなっているところ、当該業者は、プライム・ブローカーにおける実際の分別管理の状況についても調査しておらず、運用財産の管理状況の実態について把握していないといった、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況が認められた。

③ 第二種金融商品取引業者

貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う業者について、出資者に表示した資金使途に違反している事例が認められた。当該業者については、経営管理態勢及び業務運営態勢に重大な不備があり、実効的な貸付審査及

びモニタリングが欠如するなか、虚偽の表示及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っていることが認められた。

④ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、海外集団投資スキーム持分に該当する金融商品の取得勧誘を行っている業者が認められた。

2. 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応

例えば、価格変動が著しい金融商品を有する顧客に対するフォロー、投資者の不安に乗じた悪質な取引、資金調達需要への対応等新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応について検証を行う。

② 適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営の定着状況

例えば、顧客属性や投資目的に適合しない金融商品の勧誘や、顧客に過度の手料を負担させるなどの不適切な営業の可能性を念頭に、高齢顧客への対応を含めた内部管理態勢の構築状況、必要に応じて営業現場の顧客本位の業務運営の取組状況について検証を行う。

③ 少子高齢化、デジタルライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルや市場の変化と、それに対応した内部管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について検証を行う。

また、複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努める。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、その持続可能性など、少子高齢化等が財務面を含む経営に与える影響等についても検証を行う。

④ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタルライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理の対応状況

⑤ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況

⑥ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び

再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

また、銀証ファイアウォール規制の見直しに伴うモニタリングのあり方について関係部署と連携し検討を行う。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ³

新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応の変化が見られること、一部の大手証券会社グループにおいて、海外で特定の取引から多額の損失が生じていること等を踏まえ、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についても検証を行う。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

(3) ネット系証券会社

ネット系証券会社については、不正アクセスによる顧客資金の不正出金等が認められている中、自主規制機関が不正アクセス等防止に向けたガイドラインを整備するなど、業界全体としてのセキュリティ強化が求められている状況において、ネット系証券会社やオンライントレードを取り扱う他の業態の証券会社に対し、

³ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、新型コロナウイルス感染症による影響もあり経営環境が厳しい中、これまでの検査において、不適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められているため、適合性の原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

さらに、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者については、ネット系証券会社と同様に、業界全体としてのセキュリティ強化が求められている状況において、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、これまでの検査において、広告規制違反、販売・勧誘における問題が認められていることから、適正な内部管理態勢が整備されているかについて検証を行う。

さらに、リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況についても検証を行う。

(6) 投資運用業者

投資運用業者については、運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況等についてリスクベースで検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、これまでの検査結果を踏まえ、顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為などの投資者保護上問題のある行為の有無について引き続き検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

第二種金融商品取引業者（含む貸付型ファンドの販売業者）及び適格機関投資家等特例業務届出者については、出資者に表示した資金使途に違反している事例が認められていることから、高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証を行う。

(9) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえてリスクベースで証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、上記の他、1.(2)に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,700者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、業態、規模だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下

のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合を中心に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査においては、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、監視委員会の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、当分の間は、リモート会議システム等を活用するなど、検査対象先の感染防止策に最大限配慮した上で、検査を実施することとする。

さらに、証券モニタリングの密度を維持する観点から、自主規制機関との間で業態毎の検査の実施や検証事項等について相互に補完するなど、より一層連携を強化していく。

（２）関係機関との連携

監視委員会と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、モニタリングや検査の計画策定から、情報共有、意見交換等も含めて緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査を実施する。監視委員会は、例えば複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合には、情報の集約・共有、証券モニタリング手法の検討を行う等、指導・調整機能を発揮していく。こうした各財務局等の活動を支えるために、監視委員会は、必要な研修等にも注力していく。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、監視委員会、金融庁検査部局、各財務局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関と引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知し

た内容やその時々の問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、監視委員会の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。